

平成 31 年 2 月 1 日

各 位

会社名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 森下 一喜
(コード番号：3765 東証第一部)
問合せ先 取締役 CFO 財務経理本部長 坂井 一也
(TEL. 03-6895-1650 (代表))

株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案を平成31年3月22日に開催予定の第22期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の発行済株式総数は、平成 25 年から平成 26 年にかけて、当時の株価と投資単位に鑑みて、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を目的として株式分割を行った結果、平成 30 年 12 月 31 日現在、952, 103, 160 株となっておりますが、これは東京証券取引所第一部の上場企業の上場株式数の平均と比較して約 6.6 倍も多い状況にあり、東京証券取引所に上場している同業他社の発行済株式総数を見ると、大半の企業が 150, 000, 000 株未満にとどまっており、これらと比較しても非常に多い状況であります。

また、株価につきましては、株式分割を行った平成 25 年当時は急激に株価が上昇してまいりましたが、その後、マーケット環境の変化、経営環境の変化により落ち着いてきたため、現在は、株価変動の最低単位である 1 円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態にあり、一般株主の皆様への影響も小さくないと認識しております。なお、現状の株価水準では、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である 5 万円以上 50 万円未満の範囲も下回っております。

このような状況を改善するために、今般、本定時株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、10 株を 1 株に併合する株式併合を実施することといたしました。株価につきましては、市場環境等の外的要因等もあり、一概には明言できませんが、理論的には、株式併合の併合比率に見合う株価の上昇が見込まれるため、上記の 1 円当たりの株価変動率も改善され、当社の株式が株式市場において一層適正に評価されることが期待されるほか、1 株当たりの諸指標（利益・純資産額等）や株価について、他社との比較が容易になることも期待されます。また、併合後の株価水準は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である 5 万円以上 50 万円未満の範囲内に収まると見込まれます。

なお、全国証券取引所が行う売買単位の集約に向けた取り組みに基づき、単元株式数は現状の 100 株のまま変更しないものとします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

平成 31 年 7 月 1 日をもって、平成 31 年 6 月 30 日（実質上 6 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 30 年 12 月 31 日現在）	952,103,160 株
併合により減少する株式数	856,892,844 株
併合後の発行済株式総数	95,210,316 株

④併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数（平成 30 年 12 月 31 日現在）	3,212,000,000 株
併合後の発行可能株式総数	321,200,000 株

(3) 併合により減少する株主数

平成 30 年 12 月 31 日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	97,242 名（100.00%）	711,485,722 株（100.00%）
10 株未満所有株主	318 名（0.32%）	771 株（0.00%）
10 株以上 100 株未満所有株主	348 名（0.35%）	10,018 株（0.00%）
100 株以上 1,000 株未満所有株主	58,289 名（59.94%）	16,464,759 株（2.31%）
1,000 株以上所有株主	38,287 名（39.37%）	695,010,174 株（97.68%）

※自己株式 240,617,438 株、1 名は控除しております。

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 318 名は株主の地位を失うことになります。

また、保有株式 100 株以上 1,000 株未満の株主様 58,289 名は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うことになります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 194 条第 1 項及び本定時株主総会においてご承認を得ることを条件に新たに新設する定款の規定により、株主様が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう、当社に対して請求することができるようといたします。また、同法第 192 条第 1 項及び定款の規定により、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することもできますので、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分または自己株式として買い取りし、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、**本株式併合に関する議案及び定款一部変更に関する議案のご承認を得ることを条件としております。**

※なお、当社は、本定時株主総会において、株式併合に係る議案のご承認を得ることを条件として、自己株式の取得に係る取締役会決議を行うことを予定しております（詳細は、本日付の「自己株式の取得枠設定に関するお知らせ」と題するプレスリリースをご参照ください。）。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

①現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更は、上記1. の株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるものであります。

※現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更は、**上記1. の株式併合に係る議案のご承認を得ること及び株式併合の効力発生を条件として、株式併合の効力発生日（平成31年7月1日）に効力が生じるものとします。**

②単元未満株式の買増に関する制度を導入すべく、変更案第8条（単元未満株式についての権利）第4号及び第9条（単元未満株式の買増）を新設するものであります。

③上記のほか、規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

※変更案第8条（単元未満株式についての権利）第4号及び第9条（単元未満株式の買増）の新設、並びにこれに伴う定数の繰り下げは、**上記1. の株式併合に係る議案のご承認を得ることを条件として、本定時株主総会におけるご承認時に効力が生じるものとします。**

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,212,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (条文省略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>321,200,000株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (現行通り) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増)</u></p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p> <p>第10条～第42条 (現行通り)</p>

3. 日程

- | | |
|----------------------|----------------|
| ① 取締役会決議 | 平成31年2月1日 |
| ② 本定時株主総会決議日 | 平成31年3月22日（予定） |
| ③ 定款変更の効力発生日（第6条を除く） | 平成31年3月22日（予定） |
| ④ 株式併合の効力発生日 | 平成31年7月1日（予定） |
| ⑤ 定款変更の効力発生日（第6条） | 平成31年7月1日（予定） |

以上

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式とする会社法で定められた行為のことです。今回、当社では10株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか？

A 2. 平成30年12月31日現在、当社の発行済株式総数は952,103,160株となっておりますが、これは東京証券取引所第一部の上場企業の上場株式数の平均と比較して約6.6倍も多い状況にあります。また、東京証券取引所に上場している同業他社の発行済株式総数を見ると、大半の企業が150,000,000株未満にとどまっており、これらと比較しても非常に多い状況であります。

また、株価につきましては、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態にあり、一般株主の皆様への影響も小さくないと認識しております。なお、現状の株価水準では、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲も下回っております。

このような状況を改善するために、今般、本定時株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。株価につきましては、市場環境等の外的要因等もあり、一概には明言できませんが、理論的には、株式併合の併合比率に見合う株価の上昇が見込まれるため、上記の1円当たりの株価変動率も改善され、当社の株式が株式市場において一層適正に評価されることが期待されるほか、1株当たりの諸指標（利益・純資産額等）や株価について、他社との比較が容易になることも期待され、当社の状況に対するご理解を深めていただくことができるものと考えております。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成31年6月30日（実質上6月28日）の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	15,000株	150個	1,500株	15個	なし
例②	1,672株	16個	167株	1個	0.2株
例③	555株	5個	55株	なし	0.5株
例④	229株	2個	22株	なし	0.9株
例⑤	150株	1個	15株	なし	なし
例⑥	80株	なし	8株	なし	なし
例⑦	4株	なし	なし	なし	0.4株

※株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記例②③④⑦のような場合）

は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。このお支払いに関するご案内につきましては、平成31年7月下旬頃に株主様宛にお送りすることを予定しております。

※株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度または本定時株主総会後採用予定の買増制度をご利用いただくことにより、株式併合の結果、1株に満たない端数株式（上記例②③④⑦のような場合）または100株（1単元）に満たない単元未満株式（上記の例②③④⑤⑥のような場合）が生じることがないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引をされている証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A 4. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりません。

そのため、株式市況の変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましては、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか？

A 5. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

また、株式併合により生じた100株（1単元）に満たない単元未満株式につきましても、1株当たりの受取配当金の金額には影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 6. 株式併合の効力発生（平成31年7月1日）前に、単元未満株式の買取りや本定時株主総会後採用予定の買増制度をご利用いただくことで、端数株式が生じることを避けることが可能です。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社か、株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 株式併合により単元未満株式が生じます。併合後も買取りや買増しできますか？

A 7. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度または買増制度のご利用は可能です。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社か、株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 投資単位（最低投資金額）は、どうなりますか？

A 8. 平成31年1月25日現在の東京証券取引所における終値253円を前提に例に挙げると、株式併合の前後における投資単位は、次のとおりです。

併合前 253円／株×100株＝25,300円

併合後 2,530円／株×100株＝253,000円

※株価は、株式併合に伴い、理論上は10倍となります。

Q9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A9. 具体的なスケジュールは、次のとおり予定しております。

- ①平成31年2月1日 取締役会決議
- ②平成31年3月22日（予定） 本定時株主総会決議日
- ③平成31年3月22日（予定） 定款変更の効力発生日（第6条を除く）
- ④平成31年7月1日（予定） 株式併合及び定款変更（第6条）の効力発生日
- ⑤平成31年7月下旬（予定） 株主様宛株式併合割当通知の発送
- ⑥平成31年9月中旬（予定） 端数株式処分代金お支払い

Q10. 株主自身で、何か手続きをしなければならないのですか？

A10. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、「単元未満株式の買取り」または本定時株主総会后採用予定の「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 東京証券代行株式会社
同連絡先 東京証券代行株式会社 事務センター
〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話番号 0120-49-7009（フリーダイヤル）
受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）